

第二十六回国会 衆議院 文教委員会議録 第十一号

昭和三十三年三月二十日(水曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 長谷川 保君

理事赤城 宗徳君

理事竹尾 式君

理事河野 正君

簡牛 九夫君

塚原 俊郎君

小牧 次生君

高津 正道君

平田 ヒデ君

出席國務大臣

文部大臣 離尾 弘吉君

出席政府委員

文部事務官(初等中等教育局長)

文部事務官(社会教育局長)

文部事務官(管理局長)

委員外の出席者

専門員 石井 勲君

三月十五日

委員清瀬一郎君辞任につき、その補

欠として小島徹三君が議長の指名で

委員に選任された。

三月十八日

委員小島徹三君、野原覺君及び山崎

始男君辞任につき、その補欠として

清瀬一郎君、小松幹君及び鈴木義男

君が議長の指名で委員に選任され

た。

同月十九日

委員清瀬一郎君、河野正君及び小松

幹君辞任につき、その補欠として小

島徹三君、小山亮君及び野原覺君が

議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小山亮君辞任につき、その補欠

として河野正君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員小山亮君辞任につき、その補欠

として河野正君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

河野正君が理事に補欠当選した。

同日

三月十四日

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇〇号)

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一〇

一号)

同月十五日

理科教育振興法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三〇号)(参議院送

付)

同月十八日

大学における単一学部制度実施に関

する請願(受田新吉君紹介)(第二一

九一号)

の審査を本委員会に付託された。

三月十五日

学校給食専従職員的身分法制定等に

関する陳情書(東京都港区芝西久保

明舟町一五日本学校給食会理事長生

悦住求馬(第五〇五号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

就学困難な児童のための教科用図書

の給与に対する国の補助に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣提

出第九号)

学校給食法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三号)

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇〇号)

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一〇

一号)

学校教育及び社会教育に関する件

○長谷川委員長 これより会議を開き

ます。

学校教育法の一部を改正する法律案

及び市町村立学校職員給与負担法の一

部を改正する法律案を一括議題とし、

両案の提案理由の説明を聴取いたしま

す。離尾文部大臣。

学校教育法の一部を改正する法律

案

学校教育法の一部を改正する法

律

学校教育法(昭和二十二年法律第

二十六号)の一部を次のように改正

する。

第二百二条の次に次の一条を加える。

第二百二条の二 第二十二條第一項又

は第三十九條第一項に規定する養

護学校における就学義務に関する

部分の規定が施行されるまでの間

は、これらの規定により精神薄

弱、身体不自由その他心身に故障

のある子女を小学校又は中学校に

就学させる義務を負う保護者がそ

の子女を養護学校の小学部又は中

学部に通学させているときは、そ

の保護者は、これらの規定による

義務を履行しているものとみな

す。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

市町村立学校職員給与負担法の一

部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の

一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法(昭

和二十三年法律第三十五号)の一

部を次のように改正する。

第一条中「及び、学校」を「、養

護学校及び養護学校」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

市町村立学校職員給与負担法の一

部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の

一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法(昭

和二十三年法律第三十五号)の一

部を次のように改正する。

第一条中「及び、学校」を「、養

護学校及び養護学校」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行

する。

(経過規定)

2 この法律による市町村立学校職

員給与負担法の改正により市町村

立の養護学校の教職員が地方教育

行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第六十二号)

第三十七條第一項に規定する原費

負担教職員となることに伴い必要

な経過措置に関しては、同法附則

第十七條、第十八條、第二十一

條、第二十二條及び第二十四條の

規定の例による。

(公立養護学校整備特別措置法の

一部改正)

3 公立養護学校整備特別措置法

(昭和三十一年法律第五十二号)

の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(市町村立学校教職員給与の都

道府県負担)

第四条 都道府県は、市町村立学

校職員給与負担法(昭和二十三

年法律第三十五号)の定める

ところにより、市町村立の養護

学校の教職員の給料その他の給

与を負担する。

第五条第一号中「中学部の」を

「中学部に係る市町村立学校職員

給与負担法第一条に掲げる」に改

める。

(教育公務員特例法の一部改正)

4 教育公務員特例法(昭和二十四

年法律第一号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十五條の五第二項中「公立

養護学校整備特別措置法第四條第

一項に規定する」を削る。

○離尾國務大臣 まず、今回政府から

提出いたしました学校教育法の一部を

改正する法律案につきまして、その提

案の理由及び内容の概略を御説明申し

上げます。

昭和二十二年、学校教育法が制定さ

れまして、精神薄弱、身体不自由その

他心身に故障のある子女のために養護

学校の制度が設けられることとなつた

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

昭和三十三年三月二十日

のでありますが、御承知の通り、その義務制は、いまだ実施されるに至っておりません。

もとより、政府といたしましては、義務制の実施を目標として、従来努力いたしておるところであります。去る第二十四回国会において、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部が改正されまして、養護学校に就学する児童、生徒についてもこの法律による就学奨励のための措置が講ぜられることとなり、さらに、公立養護学校整備特別措置法が制定されまして、公立養護学校の建物の建築、教職員の給与等に要する経費の負担について特別措置が講ぜられることとなったことなどによりまして、養護学校の整備は一そう促進される機運となつて参つたのであります。

一方、養護学校に子女を就学させる場合におきましては、これをその保護者の立場から考えますと、就学義務を履行しているものと同様の事情にありながら、就学義務の猶予または免除を受けて就学させておるのであります。この点から、養護学校における就学につきましては、小、中学校に就学させる場合と同様の取扱いが強く要望されてきたのであります。

これらの事情を考慮いたしまして、政府は、今回、義務制実施までの暫定措置として、養護学校における就学を就学義務の履行とみなすことにより、養護学校への就学を容易にすることとし、このための規定を学校教育法に設けることとした次第であります。

次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきましても、その提案の理由及び内容の概略を

御説明申し上げます。

現在、市町村立の小学校、中学校、盲学校、ろう学校等の教職員につきましましては、市町村立学校職員給与負担法により、その給料その他の給与を都道府県が負担いたしております。一方、市町村立の養護学校の教職員につきましては、去る第二十四回国会において成立いたしました公立養護学校整備特別措置法によりまして、昭和三十三年度から、給料その他の給与を同様に都道府県が負担することとなりました。

しかるに、現行の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する教職員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに地方自治法の一部を改正する法律案に地方自治法の一部を改正する法律案に都道府県の教育委員会が行うこととなり、また、退職年金等の基礎となる在職期間の通算に関する措置が講ぜられることとなつたのであります。

従いまして、今後養護学校の整備を一そう促進いたすためには、市町村立の養護学校の教職員の身分取扱い等につきましては、市町村立の盲学校、ろう学校の教職員と同様に措置することが適当と考えられるのであります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして、市町村立の養護学校の教職員を市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する教職員とするともに、関係法律の整備を行なつたものであります。

以上がこの両法律案を提出いたしました理由及び内容の概略でございます。何とぞ、十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

○長谷川委員長 両案に対する質疑

は、後日これを行うことといたします。

○長谷川委員長 次に、文教行政について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。佐藤君。

○佐藤(観)委員 文部大臣にお尋ねしますが、九十九里浜に米軍の射撃場ができて、そのために不漁で、その付近の中学生、特に片貝、豊海、鳴浜の中学校の生徒が、長期欠席のためにたくさん落着きを出したという話でございますが、長期欠席とか、あるいは義務教育の問題について、一体文部省はどういう指導、助言をされておられるのか、この際この問題の真相をまずお話しただきまして、それから質疑に入りたいと思つて、それから文部大臣から御説明をお願いいたします。

○藤尾國務大臣 九十九里浜の状況につきましては、政府委員から答弁いたさせます。

○内藤政府委員 ただいまお話しした九十九里浜の三校の長欠の生徒につきましては、先般新聞紙上にも出ておつたのでございますが、私どもの調査によりますと、三校中の豊海中学の三年中、長期欠席で卒業不能の者が十名とあることでございます。この点は多少新聞の報道とは違つておるようであります。しかも、そのうちの四名は病欠でございます。他の六名がよその地域で小僧とか女中とかに雇われておるといふような状況でございます。なお他の二校の片貝と鳴浜には、該当者はいません。

それから長期欠席についての私どもの態度につきましてお尋ねがござります。たが、文部省といたしましては長欠の原因の調査をいたしたわけであります。それによりまして、本人の勉強がらいつたのが一番大きな項目であります。それから本人の病気が相当ござります。病気が勉強がらいつた、その次に、父兄側の方によりまして、一つは親の無理解、もう一つは大きな要素は経済的に困難である、この四つが大体長欠の大きな理由でございます。そこで文部省といたしましては、文部、厚生、労働三者の協議会を持ちまして、過去数年いろいろと指導についてやつて参つたわけであります。特に教育扶助の点につきましては厚生省関係、労働基準法の関係で労働省、学校教育法の就学義務の督促等につきまして文部省が教育委員会を通じて行つた。この三者の協議会を作りまして、従来長欠の対策として努力をして参つたわけでございます。

○佐藤(観)委員 軍事基地とかあるいは射撃場、そういうようなことのために、生活が不如意になつたり、またそのほかに小中学校のそういうような犠牲はあるものか、ないものか、政府委員にお尋ねしたいと思います。

○内藤政府委員 今お話しした基地の問題には、お話しのように、生活不如意の点があるわけでございます。特に基地の漁師町につきましては、親の無理解という点も相当多いと思つて、この点は私どもの方で全国的に調査いたしましたところによりまして、相当数の長期欠席があります。これは基地と関係なしにあるのでございます。

○佐藤(観)委員 今後かかる問題が起きないように、文部省としてはこういうような問題についても御検討をいたしたいと思つておられます。

○藤尾國務大臣 義務教育を完全にを行うといふことは、文部省としてももちろん最も熱心に考えなければならぬことでございます。その義務教育を完全にやうといふことは、妨げのある事情につきましては、できるだけこれが除去に努めて参らなければならぬ、これまた当然のことと思つておられます。今日まで皆さん御承知の通り、義務教育学校就学といふことを一般的に進めるということはもう論のないところでござりますが、経済上の理由によりまして経済的な援助といふことを考えなければならぬ。そのために今日まで法律制度をもつて、あるいは法律の運用によりましてその措置をして参つておられます。かように私は考えておるのでござりますが、今後といえどもあらゆる観点からさうな障害を除去し緩和するといふ事柄に向つて努力すべきであらうと思つておられます。

○佐藤(観)委員 今後かかる問題が起きないように、文部省としてはこういうような問題についても御検討をいたしたいと思つておられます。それから問題はありますが、実は先日南極で非常に難航いたしました宗谷がケーブタウンからこつちへ帰つてくるところでございます。この宗谷に対していろいろ

る議論がありました。おそらくまた本年の末には本観測をやるわけですが、今のような状態でやりますと、もっと大きな問題が起るのじゃないかと考えております。一体これに対して本部長である文部大臣はどういう対策を持っておられますか、その点を一つお聞かせ願いたいと思います。

○兼尾国務大臣 次の本観測という問題がございます。これに対して万全な策をいたさなければならぬと思っております。わけでありませんが、具体的な対策をいたしましては、数日のうちに隊長も帰ってくる予定になっております。同時に船の方の関係の方も帰って参ると思っております。これらの人の現地におけるいろいろな事情等を十分聴取いたしまして、その上で具体的な対策を立てて参りたいと考えております。

○佐藤(観)委員 いずれ永田隊長も帰られるそうだから、検討はされると思っております。しかし一メートルぐらいの砕氷船ではどんな場合でも——この前われわれの同僚議員からこれの出発の前にいろいろ心配されて質問されたのですが、その心配がやはり図に当りまして、ああいうような結果になったわけですが、もしオビ号が行かなかつたらどういう結果になったかということをお考えますと、つ然とするわけでありませぬ。そういう点についてあのときオビ号に救われて以来、文部省ではこれに対する対策なりあるいはこれまでの検討があったかどうか、またこれに対してどういうような方法で——予算の関係もありませんが、しかし国民があれだけの心配をしたやさきでございませぬから、日がたつと忘れてしまうようなことありませぬけれども、今日これに

対して何らかの大きな対策をとらなければ、やはり再びああいうような心配をかけなければならぬということになるのですが、これに対して何らかその後の具体的な話し合いがあったかどうか、これは文部大臣にもう一度お伺いしておきます。

○兼尾国務大臣 御心配ももつとだと思っております。私も実はこの問題につきましては心配をいたしておるわけでありまして、文部省と関係の当局との間におきましても寄り寄り話し合いをしておりますが、さようなことを論ずるにいたしまして、やはり実際に体験した人たちの意見をまず聴取すべきである、こういうような考えもありませんので、実はケーブタウンから永田隊長に一足先に、なるべく早く帰ってもらって、そうしてなるべく早く対策を確立いたしたい、こういうような考え方をいたしておるわけでありませぬ。

○佐藤(観)委員 それからも一つ居残った十一人の隊員、昭和基地におる人がその後どういうような状態であるか、ときどき新聞に出ますけれども、お互いに初めてのことでございませぬから、いろいろわれわれも心配しておるわけですが、その後順調にいつておるのかどうかまた文部省へ向うからいろいろ情報があると思っておりますが、そのことについてももしお聞かせ願えればこの際一つ国民のためにお知らせを願いたいと思っております。

第一類第六号 文教委員会議録第十一号 昭和三十三年三月二十日

の報告によりますれば、隊員諸君はいずれもきわめて元気にその任務を遂行いたしておるようでありませぬ。ただその間氷の状態が変化いたしまして、そのために一部の資材を見失ったとか、あるいはまた先日は非常に大きな吹雪がありまして、そのために食糧を貯蔵いたしておりましたところの場所が雪におおわれて、この除雪をやらなければならぬというようなことを言っておるわけですが、現在のところ各隊員とも元氣よく任務の遂行に邁進いたしておるようでありませぬ。

○木下委員 関連して、大臣にお伺いいたしますが、あの完谷事件の場合に結局助かった、そのときの海上保安庁長官たる島居長官の態度として、私は大へん遺憾に思う点があると思っております。涙を流して非常に喜んだ、これは国民に対して、助かったことについて、やれやれ助かったという安心はもちろぬありますが、その喜びはありますが、いやしくもその件についての最高の責任者はどういう事態が起ろうとでもらいたかつた、それをまたまた外に責任者が涙を流して喜んだというやうな記事を見ますと、国民としてはそういう不安なこと調査に出すのかということについて、そういうことならやめてもらいたいです。何十年に一ぺんしかないこの観測に出ていくときに、最高責任者があの助かった記事を見て、心ひそかに御自分で喜ぶ感情はいいでしょう。しかしながら公けの最高の責任者として、しかもその件についての責任者として、涙を流して喜んだとい

う態度については、国民としては、腹が立つのを覚えるものでありまして、一つこの件について国民の声として、そういうふうな準備のもとになぜ出するか、行くなら行くでもう少して、一年間手が届かなくても食糧は、あらゆる点大丈夫でございませぬというだけの自信を持ち、態勢を持ってやってもいいたいということをこの機会にお願ひ申し上げておきます。

○兼尾国務大臣 御親切な御注意でございますが、ただこれだけ一つ申し上げておきたいと思っております。食糧その他につきましては決して御心配のない程度の準備をいたしておるといふことだけ御承知おきを願ひます。

○佐藤(観)委員 日本は科学がおくれでありまして、盛んに一般的にもいろいろな面で日本の科学のために相当の心配をしておるわけですが、どうも今の文部省の態度としまして、手おくれのような感じがするわけで、これは特におくれな感じがするわけで、これは戦後日本は、戦争に負けた結果非常におくれていまして、しかも文部省として、予算が非常に少いから、それが文化国家あるいは教育国家というやうな国にしてはあまりに予算が少いので、これはひとり文部大臣を責めるわけにはいきませぬけれども、しかし何といつても日本が宗谷のやうなああいう冒険をやる場合には、これは昔のやうな時代と違ひまして、アメリカもソ連もイギリスももうすでに同地へ出發して相当な成功をおさめておるわけなんです。そういう場合にやはり初めから不安で——アメリカやソ連では四メートル、七メートルぐらゐの砕氷船があつて、それを平気で駆使して、しかし日本は昔のやうなまだ幼稚な考

えで南極へ行つて、ああいう遭難にあつたといふことになるわけなんです。そういう点でただ国民の不安を除去するといふことでなくて、ほんとうにその予算がなければやはりできないわけなんです。しかしやる以上はやはりある程度の予算措置をしなければ、これは自然力にはなかなか勝てないわけですから、そういう点でほんとうに再検討をさせていただきたいと思つたので、これは兼尾文部大臣のときじゃないので、前の大臣のときでありますから、ここで責めようとはしませんけれども、しかしおそろしく今度のあの問題でどれくらい国民が心配し、またそれにはちゃんと残つておる留守家族があるわけですから、そういう点について不安を持っておるといふ点だけは事実であります。そういう点でははらしてやらせるといふやうなことではなく、せつかく大自然にぶつかるといふ、科学的な検討をする場合には、安心してやれるやうな方法を講じていたいただきたいと思つたのであります。こういう点について、今度いよいよ兼尾文部大臣がこの次の対策を講ぜられるに当りまして、どういふ確信を持ってやるのか、ただ事務的にやるやうなことでは、われわれはこの次にもまた再びああいうやうな遭難があるのじゃないかといふことを心配するわけですが、文部大臣の核心に触れた意見をここで伺つておきたいと思つたので、一つその点の御見解をお願いいたします。

○兼尾国務大臣 今度の南極観測の一行が遭難しましたいろいろな事情等につきましては、先ほど申しましたやうに、帰りました詳細聴取いたしたいと考えておる次第であります。私とい

しましては、今お話のございましたように、就任前に出発しておることでございませうけれども、その万全を期するといふ気持におきましてはほんとうにそう考えましたので、向うに着くまで、あるいは着いてから後も、いつの連絡にも決して無理をしないように、無理をしないといけないという趣旨のことを常に連絡して参りました。無理とわかつてはいることを強行するといふようなことは絶対に避けなければならぬ、そこで今回いよいよ予備観測の一行が帰って参りますれば、この諸君を交えて、今後の対策を作るにつきましては、お話にもございましたように無理は決してしないという心持で対策を考えてみたいと思っております。絶對的に無理であるということであれば、また考え直さなくちゃならぬといふこともございませうが、今の問題といたしましては、何とかしてやりかけた本観測をやりたいという趣旨のもとに、無理を避けて計画の立つものなら立ててみたい、こういう心持でおりますので、その点はどうぞ御安心を願いたいと思っております。

○佐藤(観)委員 できるだけわれわれの心配しないような対策を講じていただいて予算をとり、宗谷の改装もして、再びああいうような苦難に陥らないように御配慮を願います。

それからまた問題は参りますが、実は教育委員会が昨年の国会でいろいろ問題が起きました、教育委員会というのが新たに発足して、中にはいろいろ問題もあるし、われわれとしてはあの当時からいろいろ意見を述べたのであります、不幸にしてわれわれとしては今度の教育委員会の実際のあり方の中

に、われわれの心配したようないろいろな事件が起きておると思うのですが、文部当局はこの教育委員会法が改正されてから、一体うまくいっているのかどうかというところについて、概略の説明を政府委員でけっこうでありまして、そこからいいたくないと思っております。

○内藤政府委員 昨年の六月改正になりました、その後の歩みを見ますと、大体順調にいつているように思われます。ただ助役兼務の者が五百数十人おられますけれども、これも今年の三月三十一日で切れますので、本年の四月一日からは専任教育長を置くことに地方財政計画にも織り込んでおりますし、これも順調に進んでいくと思っております。教育委員につきましても、三人のところは約六百七十九カ所ほどございませうけれども、それはいろいろ関係で小さい町村でございませうので、例外的に認められていくようでありませう。その他教育委員の質につきましても、これは明確には申せませんが、従来よりは学歴、経験ともに豊富なる者がなつていらつしやるようでありませう。年令の点では若干前よりは上つておる、こういうような状況でございませう。発足後まだ半年しか経過しておりませんが、都道府県、市町村を通じて順調にこれが運営されておると思っております。

○佐藤(観)委員 今内藤政府委員の説明ではおおむね順調、おおむねといえますと全部はうまくいっていないといふことなんでしょう、うまくいっていないところがあるかどうか、一つ政府委員の方から説明願います。

○内藤政府委員 おおむねと申しましたのは、委員会が発足してまだ間がないのでございまして、教育委員さんたちが教育行政についての認識がまだ不十分であったり、あるいは専任教育長がないために、十分な措置がとられなかった、こういう事例があるという意味でございませう。

○佐藤(観)委員 私も意地の悪い質問をしたのですが、われわれから言いますとおおむねうまくいっていない。それはこういう問題がたくさんあります。市町村の教育長をきめるときに、県がそれを許可しなかったり、その他問題で相当もめておる場所があるはずですが、そういう情報はきておりませうか。

○内藤政府委員 許可しなかったといふのはたしか秋田県だと思つたといふ一件あつただけだと思つた。○佐藤(観)委員 それはまだ幾多の例がありませうけれども、ここはそれ以上せんざくせんざくしませう。しかしそのところにはわれわれが心配した問題があるもので、市町村側が推薦したにかかわらず、県の教育委員会や教育長がこれを阻止するような問題が愛知県に起きておるわけですね。そこでわれわれが心配したと同じようなことができておるわけなんです、どうかこういう点についておもしろい具体的な事例があること、起らぬようにやっていただきたいと思つたことが一つ。

それから今度の教育委員の任命についてはいろいろ議論がありますが、大体一般的には比較的穩当な人事をやつておられる場合が多いと思つた。これはわれわれは認めませう。しかし穩当な人事をやつたために、非常に教育に無関心で、せつかく今まで地方において教育予算などにつきましては相当一

生懸命にやつて、まあ中には市町村長を困らした人もありますけれども、全体としては非常に熱意が高かつたのが、今度の新しい教育委員の任命によつて、比較的そういうような感じが薄くなつた。従つて教育の熱意が二歩も退歩したというふうに私たちが考えられるわけですが、文部当局としてはどういふようなお考えをお持ちおられるか。これは大臣あるいは政府委員から御説明を願います。

○内藤政府委員 今度任命制の教育委員になりまして、お話のように大体穩當な方が教育委員になられたことはお認めになつていらつしやるようでございますが、非常にお忙しいような方になつていらつしやることも事実なんでしょう。それで委員会の会合が従来のようにしばしば開かれなかつたといふことはあり得ると思つた。しかしそうかといつて教育行政に識見なり抱負なりお持ちなんでしょう、一がいにかあつたから熱意がないといふふうにもとれないのではなからうかと思つております。何分にも発足後十分な意識が整つていない面もあるかと思つた。文部省といつたしまして、今後できるだけ指導いたしました。薬務教育行政に熱意を持って當つていただくように努力したいと思つております。

○佐藤(観)委員 あまり時間もありませんから、くどくど聞くことはやめまして、ただ私たちが非常に心配しておるのは、これは日本の学務委員といふような形になつていくのじゃないかといふ心配が非常に一面においてあるわけですね。これは町政、市政などにお

ては結局しわ寄せが教育の方にくるといふことはたまたびあの当時の委員会においても質問されたわけですが、そういう機運が起きてきているわけですね。そこで率直にいつて、一休今の教育委員会法のままでいいとか、何かやはり改正しなければならぬ面があるのじゃないかといふふうなお考えをお持ちになりますかどうか、半年ばかりでございませうから、まだ具体的にさういふようないふような欠陥が現れてないかもしれませうが、あの法案は御承知のようになつて参議院でもいろいろ難航いたしました、われわれが修正するひまもなかつたほど非常に議論がありました関係上、いろいろ手落ちがあるのじゃないかといふようなこともわれわれは委員として心配しているのですが、そういう点についてここで率直な意見を内藤さんから聞きたいと思つた。○内藤政府委員 新法が施行されて日なお浅いのでございまして、今暫々に私どもが新教育委員会の功罪について問うべき時期ではないと思つた。私どもとしては新法の趣旨をできるだけ徹底いたしまして、これを育成強化するように今後一そう努力を積んで参りたいと思つております。

○佐藤(観)委員 この点についてはまた他日質問することにいたしました。最後に文部大臣にお尋ねしたいのが、教員養成の問題が非常に大きな問題になつております。近く文部大臣は中教審に諮問されるのでありませうが、その諮問になつた心境なり、御意図なりをまずお伺いしたいと思つた。

○瀧尾国務大臣 新聞にいろいろなこ

○内藤政府委員 新聞にいろいろなこ

○内藤政府委員 新聞にいろいろなこ

とが報道せられておるのでございますが、それに基いてのお尋ねか伺うのでございますが、まだ中教審に何を諮問するかというようなことは決定いたしてありません。目下省内においていろいろ検討中でございます。ただ私といたしましては、今佐藤委員の言葉にもありましたように、教員養成の問題が世上いろいろ問題になっておりますから、こういうふうな問題について、この際中教審の意見を問うのはどうであろうかというふうな考えはいたしておりますが、具体的にまだ確定いたしてはおりません。

○佐藤(調)委員 昨年福岡県で七割からの先生が就職できなかった例があります。そこでわれわれ心配しておるのは、学力の低下、少くとも今の二年制の学芸大学では、これは今の教育の進歩向上のためからいっても、相当なマインナスになるのじゃないかというように考えておりますが、少くとも学芸大学の教養課程を四年くらいにしなければ、結局充実されないというように考えておりますが、こういう点について一体どういふようにお考えになつておるのか、一つ大臣から御説明願います。

○藤原(調)大臣 学校教員の資質が高ければ高いほどよろしいという事は当然のことでございます。今日お話のように四年制と二年制と両方の課程があるわけでございますが、われわれもいたしましては、二年制の課程よりも四年制の課程に重きを置きたいと思っております。そこでいろいろ議論もございまして、最近の学校卒業生の就職状況等にかんがみまして、若干養成の数を減らすというふうなことを考えま

して、その際にも四年制の方に重きを置いての考えを考えておるといふことも御承知の通りでございます。ただ、今年二年制をどうするかという問題につきましては、まだ各地の状況がいろいろございまして、一刀両断的に二年制をやめるとか何とかがいふようなところまでは考えておりません。

○佐藤(調)委員 学芸大学の問題は重要な問題でありますから、また他日こういう問題についていろいろ大臣の氣持をただしてみたいと思つておりますが、とにかく非常に地方においてもいろいろ問題がございまして、特にわれわれはいろいろな意見を持っておりまして、とにかく学芸大学の問題、あるいは教員養成の問題は、一つ慎重な態度で臨んでいただきたいことを一言要望いたしまして、私の質問を終ります。

○長谷川(調)委員 次に就学困難な児童のための教科用図書との給付に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案及び学校給食法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、審査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。平田ヒデ君。

○平田委員 昨年の第二十四国会におきまして、成立をみました就学困難な児童のための教科用図書の給付に對する国の補助に關する法律によりまして、初めて準要保護児童二十一万五千人、これは全小学生の七割でございますけれども、この教科書が無償で配布されることになったわけでございますが、このたびはさらにこの法律の一部を改正して、小学生だけでなく、中学校の生徒にもその適用の範囲を広げられるというのであります。まこと

にけっこうなことでございます。私は賛意を表する次第でございます。しかし、これによつてどれだけの貧しい恵まれない児童生徒が救われるかと申しますと、政府提出の昭和三十一年度一般会計予算で明らかになつて、中小学校の児童生徒を合せてわずかに三十五万人、一・九割にすぎないのでございます。これだけでも父兄の負担は軽減されるのでございますが、しかし全

○内閣政府委員 御承知の通り、生活保護法で見えておるわけでございます。ですから、これを合せまして大体百万人程度の者が救われるわけでございます。私が、私どもの推計によりまして、大体保護児童が四割ほど、準保護児童がほぼ同様なパーセントを占めておるであろうという推定をいたしますと、ただいまの七十万人という数字が出るわけでございます。しかし準保護児童に對しての私どもの明確な調査がございせんので、そこで本年とりあえず一・九割実施いたしまして、なおかつこの程度のもので救われなかつたということ

○内閣政府委員 御承知の通り、生活保護法で見えておるわけでございます。ですから、これを合せまして大体百万人程度の者が救われるわけでございます。私が、私どもの推計によりまして、大体保護児童が四割ほど、準保護児童がほぼ同様なパーセントを占めておるであろうという推定をいたしますと、ただいまの七十万人という数字が出るわけでございます。しかし準保護児童に對しての私どもの明確な調査がございせんので、そこで本年とりあえず一・九割実施いたしまして、なおかつこの程度のもので救われなかつたということ

○内閣政府委員 御承知の通り、生活保護法で見えておるわけでございます。ですから、これを合せまして大体百万人程度の者が救われるわけでございます。私が、私どもの推計によりまして、大体保護児童が四割ほど、準保護児童がほぼ同様なパーセントを占めておるであろうという推定をいたしますと、ただいまの七十万人という数字が出るわけでございます。しかし準保護児童に對しての私どもの明確な調査がございせんので、そこで本年とりあえず一・九割実施いたしまして、なおかつこの程度のもので救われなかつたということ

に努力いたしたいと考えております。○平田委員 この七十万人と申しますのは、いわゆる生活扶助を受けていないボーダー・ライン層の子供でございます。いまして、こういう点から見ますと、まだまだ足りないというところになるわけでございますけれども、大体たたいま取り残されておる子供たちに全部配給するといつたしますと、どれくらいの子算が必要だと見ておられるでしょうか。

○内閣政府委員 この七十万人という数字は、ただいま申しましたように全児童数の四割を予定したわけでございます。そこでこの予算が一億九千万でございますが、その倍あれば四割になるわけでございます。

○平田委員 そうすると、約二億でございますけれども、飛行機一機作るのに一億二千万、そしてこれらの維持をするのに八千万かと思うのでございませうが、そういったしますと、この一機作る費用でもつてこの子供たち全部に教科書を与えることもできるわけであり

○内閣政府委員 飛行機一機作るのに一億二千万、そしてこれらの維持をするのに八千万かと思うのでございませうが、そういったしますと、この一機作る費用でもつてこの子供たち全部に教科書を与えることもできるわけであり

○内閣政府委員 もちろん予算獲得というのは非常に困難だと思つてはおりますけれども、この四割という数字は私どもの概算なのでございまして、準保護児童の線をどの線で切るかという点に理論的な問題もありませんので、私どもとしての四割を必ずしも主張できなかったわけでございますので、今後一・九割を実施した結果、なおかつどうしても救つてあげたいというものがどの程度あるか、さらにあらためて調べた上で、そういう者が漏れないような予算を来年度は要求したいと考えております。

○平田委員 そうしますと、来年度はさらにこれに予算を増額されて、全部配給なさるような方向に行かされると考へてよろしいと思つておられますか。

○内閣政府委員 そういふふうにお考へておられますか。

○平田委員 どうもたよりないのでございませうが、ほんとうにやっていたきたいと思つておられますか。

の無償配付ができるような法案を出したわけであつたのでございますけれども、ただいまの小中学校におけるこの教科書配給にいたしまして、私たちの考えとはほど遠いのでございませう。それでもこのたびの法案は大へんいい法案でございまして、せめてこのボーダー・ライン層の子供たちの一部についてでもお与え下さつたということについては、私大へんうれしく思っております。この法案が成立し、来年度もまたこのワケが拡大されることをお願い申し上げます。

○長谷川委員長 河野正君。

○河野(正)委員 たいま平田ヒデ委員からいろいろ御質問がございまして、私も重ねて二、三の点につきまして御質問申し上げてみたいと考えております。

もちろん今回提案されました就学困難な児童のための教科用図書給付ということとは、まことにけっこうなことと思つてございまして、しかしやはり問題となりまして、予算のワケ内に限られておりますので、いろいろと不合理が生まれてくる点があり、非常に大きな一つの問題点だと思つて、その点につきまして、たいま平田委員からいろいろ御指摘がございましたから、くどくどは申し上げませんが、残りました二名ですが、具体的な文部省の数字によりますと、小学校では約二十五万、中学校で約十方というものが、この法案がせつかく通過いたしましたも、まだこの恩恵に浴することができないというところがございますが、そうなりますと、政令でいろいろ規定はされると思つて

けれども、そのワケ内の操作の過程におきまして、いろいろ私不合理が生まれてくるんじゃないかという心配を持つわけでございますが、そういう点について、どのように善処して参られようかと考えておられますか、その点を一つお尋ねをいたしておきたいと思つております。

○内藤政府委員 文部省から各県に配付いたしますのは、児童数に按分して各県に一応いくわけでございます。各県におきましては、児童数と生活扶助を受けている児童数、この二つの要素を勘案して各市町村に適正な配分を行うことになっております。

○河野(正)委員 たいまの御答弁を承りますと、どうもこの処置が機械的に失するおそれがあるのではないかと、どうもその間のいろいろな配分に不合理が出てきせぬかということをお心配するわけですね。そこで全般的な問題ですから、機械的に児童数に按分して配分されるということも一応考えられるわけでございますけれども、やはりその点にある程度考慮をいたすべきではなからうかというふうに考へるわけでございますが、具体的にそういうふうな御見解があるいはまた今後そういう考へ方でも処理される方針がありますのかどうか、その辺を一つ明らかにしていただきたいと思つて

○内藤政府委員 お話しのようにこれがほんとうに困っている人たちに必ずいくように私どもしたいわけでございます。ただ生活保護法によりますと、

御承知のように収入の基準額がございまして、ケース・ワークでやっていると、非常に綿密な調査によつて生活保護の対象を決定しております。ところが教育扶助はその上に乗るものでございませう。要するに準保護児童でございませう。生計費の困難度でどの程度にとるか、生活保護が行なつておると同じような方式をとるならそれも一つの方式でございます。しかしこのためには膨大な人と金が必要わけでございますので、そこで私どもの経験によりまして、大体準保護児童という考へ方を持っています。生活保護の対象人員を見ますと、各県大体児童数で按分したと同じ程度のものが生活保護の人員になつておるわけでございませう。一応各県に児童数で按分し、さらに県内では教育扶助と二つの要素を持つてできるだけ公正に配分いたしました考へておるわけでございますが、お説のような点に末端において多少問題はあるかと思つております。

○河野(正)委員 その点は行政上の問題でございますから、今後とも十分遺憾のないように一つ善処、御指導を願つたいと思つて

それから今度は基本的な問題にわたりたいと思つてございませうが、この法案に基きます負担額というものは、本年度は大体金額ということでございませうけれども、来年度はその補助率が八割になりますことは御承知の通りでございます。従つて残りの二割というものは市町村負担ということになつて参るわけでございますので、そこでそういう市町村負担というものが二割

ふえていく、その二割というものがまたひいては児童を持つております父兄の負担にふえていくということになりまして、この点はまことに残念でございませうけれども、私どもが常日ごろから主張いたしております義務教育無償の原則に反するものではいかぬといつたとしても、精神から申し上げますと、義務教育無償の原則に反して、こういうふうな考へ方を持つわけでございますが、その点に對します御見解を伺つておきたいと思つて

○内藤政府委員 今年度は全額補助でございます。しかし本年度の全額補助と申しますのも予算単価で小学校六百元、中学校九百十円でありまして、予算単価の程度でございまして、もちろんこの単価で足りない市町村もございませう。この単価の算出の基礎は現在の教科書の冊数と単価を加算平均をいたしまして出したものでございませう。そこで具体的に申しますと、各県、各市町村では、それに上回る場合もあり得ると思つて、今回八割補助にいたしましたのは、生活保護法との関連によつて八割にいたしましたわけでございます。市町村は本来就学奨励をいたすべき義務がある、これは御承知の通り学校教育法に規定されております。ですから市町村もある程度の助成をしていただく。困が八割補助をする。こういう建前をとつておるわけでございます。二割の負担はこれは父兄の負担にはかからない、市町村が負担するわけでございます。市町村は学校教育法上当然に就学奨励を行わなければならない義務を持つております。こういう考へ方でございます。

○河野(正)委員 もちろん市町村の負担というところでございませうけれども、結局は住民の税金によつて負担していくわけですから、ひいてはやっぱり市町村の負担というものは父兄の負担になつていくというように御指摘申し上げたわけですね。

それからもう一点お尋ね申し上げておきたいと思つて、それは予算単価が小学校六百元、中学校九百十円ということでございますが、御承知のように教科書の採択区域が違ひますので、ところによりまして、私の調査したところによりまして、八百円ぐらいがかっておるところがある。これはそれぞれ採択区域が違ひますので、教科書の単価も違つてくると思つて、当然の話でございますが、そういうことです。やはり単価が六百円、しかし実質的には八百円ということになります。すなわち、その二百円というものはよけい負担していかなければならぬといふようなことにもなつて参りまして、それがまたさらには市町村の負担が大きくなり、さらにひいては間接的といふことでございませうけれども、住民の負担になつていくというふうなことになるわけでございます。もちろんそれは全般的な問題ですから、機械的に御算定願うということにはけつこうでございませうけれども、しかしやはりこういう実情というものは相当御考慮願ひなれば、ただいま申し上げますように市町村によりましては、非常に大きな負担をかけなければならぬということになりませうから、こうした点につきましても將來十分な御考慮をいたしたかなければならぬと思つて

、

いった御所見を持っておられますかど
うか、お尋ね申し上げておきたいと思
います。

○内藤政府委員 国では予算単価と児
童数で按分して出すわけでございます
けれども、府県の方ではもちろんそう
いう事情を勘案して、そうして具体的
に御要望に沿えるように今後研究して
みたいと思います。

○長谷川委員長 櫻井奎夫君。

○櫻井委員 私は学校給食法の一部を
改正する法律案について、三質疑を
いたしたいと思つて、今回政府から
提案になっておりますところの学校給
食法の一部を改正する法律案は、い
ゆる標準保護児童の給食費の援助を、
さらに中学校にまで及ぼしていき
たい、予算の範囲内で所要経費の二分
の一を補助する、こういう点でこれは学
校給食制度の上にはやはり一大進歩であ
りまして、私もその趣旨には全く賛
意を表する次第でございます。しかし
この問題について私は二、三質疑をい
たしたいと思つてございます。

私の手元には昭和三十年年度の資料し
かないのでございますが、その資料に
基いて御質問を申し上げますと思いま
す。学校給食の実施状況を見ますと、
三十年度は小学校の方につきましては
三四・四％に当る九千二百六十校で給
食が実施されておる。その恩恵を受け
ておる児童の数は六百八十万に上つて
おるのであります。中学校の方につき
ましては、わずか六・四％八百八十四
校で、こういうふう非常に小学校と
中学校との間に給食の実施についての
格段の差異がありますが、これはどう
いうところに原因しておるのか、一応
その原因の究明をお願いしたいと思います

ます。
○小林(行)政府委員 学校給食は御承
知のように終戦直後から始まったわけ
でございます。ただ法律ができました
のはここ数年、二十八年であります
が、御承知のように学校給食法で給食
用の材料に対する援助の規定が入つて
おりますが、これは小学校だけに適用
されておつたわけでありまして、昨年
改正によりまして中学校の学校給食で
使用する給食用物資についても、小学
校と同様に援助をするという建前に
なつたわけでございます。従つて給食
の実行われなす場合に、中学校につ
いてはそれまでは国の援助がなかつた
ということが原因しておつたものと考
えます。

○櫻井委員 それでは昭和三十一年度
においては中学校の給食もその後急速
に発展しておる、このように解釈し
てよろしうございませうか。
○小林(行)政府委員 三十年までは
大体むしろ減つてきておるような状況
であつたわけでありまして、三十一年
度になって従来約九万ないし十万の実
施の対象数が現在では完全給食だけ
も十九万、これは三十一年九月の調査
でございますが、約十程度ふえてき
ておる状況でございます。

○櫻井委員 それでは次に今度の法案
の対象になっております標準保護児童
生徒ですが、これの数が文部省の方の今
回の提案は、小学校の対象児童数が六
百七十一万一千人のうちの一％、六万
七千人、中学校は三十一万六千人のう
ちの一％、約三千人を対象にしてこれ
を実施するということのようでありま
すが、これは先ほどの教科書の法案と
同じようにいろいろ予算の面で制肘を

受けるということが大きい原因だと思
います。しかし実際の三十年度にお
ける標準保護児童生徒数は小学校にお
いて十二万、それから中学校で四千八
百、こういう数字が出ております。こ
れでは少し開きが大きいわけでありま
すが、これはどういふ数からこれを
じかれたのですか。
○小林(行)政府委員 学校給食につ
きましては、三十年度におきまして全国
的な指定統計で実態調査をやつたわけ
でありまして、その当時の数字から申
しますと、大体八％程度は給食費の支
払いの困難と思われる者がある。その
うち大半数の四％につきましては生
活保護法の教育扶助の給食費によりま
して援助を受けておるわけでありまし
て、残りの四％、大体二十四、五万が
この標準保護の対象になるというふう
に推定されてございます。従つて今
回の予算措置によりまして、大体この
うち七万だけが援助される勘定になる
わけでございますが、しかしこの七万
という数字は設置者である市町村が全
額を補助するという計算のもとに出し
た数字でございます。実際市町村で
は全額補助せず、半分だけを補助する
というふうなこともありまして、その
人数は多少七万より上回つて、大体
十程度に達するのではなからうか。
そういたしますと、大体二十四、五万
のうち十程度、約四割ぐらひはこ
れによって援助を受けることになるだ
らうという推定でございます。

○櫻井委員 次に費用の内訳でありま
すが、小学校は一人当り十四円四十五
銭、中学校は一人当り十八円四十五
銭、こういうふうな数字を出してお
るようですが、統計によりまして

と、標準保護児童生徒の一人平均の補
助金額は、小学校が全額補助した場合
百九十四円四十銭に、中学校は百九
十円、こういう統計が出ておる。な
お一部分の補助の場合は、小学校は百
十四円十銭、中学校は四十一円八十
銭、こういう統計が出ておるわけであ
りますが、これを小学校十四円、中
学十八円何がしにした算定の基礎はど
こにありますか。

○小林(行)政府委員 御承知のように
学校給食は児童生徒の健康保持、体位
の向上ということをやつたり一つの重要
な目標にいたしておりまして、従つて
学校給食をやる以上は、一応とにかく
必要の栄養量をとることが学校
給食の実施上必要なことと考えてお
りまして、この栄養の基準というものを定
めてございますが、大体小学校の児童
の場合には、一回の給食で六百カロ
リーをとる、中学校の生徒の場合には
八百カロリーをとるということを基準と
いたしております。そうなりますと、
それに必要な蛋白質の量、あるいは脂
肪の量、その他それぞれ違つてくるわ
けでございます。従つてこれに使用す
る小麦粉の量、それからミルクの量、
副食材料の量等も違つてくるので、そ
の量の違いから値段の開きが出てくる
わけでありまして。

○櫻井委員 そうするとここに十
四円何がしと十八円何がしは一回につ
いての補助の額ですか。
○小林(行)政府委員 さようでござい
ます。一人一回当りの給食の値段を大
体一応推定したものでございます。
○櫻井委員 大体対象人員及び給食費
の金額の内容は明瞭になりました。し
かしこれは一段の前進でございますけ

れども、先ほどの教科書の問題と同じ
く予算の範囲内ということとなく、
もつと今後の御努力をお願いしたい、
特に教科書は一年に一回というふう
に限られておりますけれども、この給食
費というのは毎月のことであつて、こ
れは非常に父兄の負担が大きい。特に
生活保護法を受けておる人、あるいは
それに準ずる人の苦しみは想像に余
りあるものがある。やはり一方には子
供の健康を保持したいという親の心と
経済的事情からそれが十分でない、そ
ういふ苦痛があるわけでありまして、ま
た子供としては毎月持つていく給食費
が十分払えないということは、また教
育上に非常な影響を及ぼします。どう
してもこれはもうさらに一歩前進した
ところの形を私どもは要望してやま
ない次第であります。これも今後の御努
力を要望いたしておきます。

次に給食に従事しておる給食関係従
業員の点について御質問を申し上げます。
これは小学校について申し上げますと、
給食に専門的に従事しておる専務者、そ
れから非専務者、この割合が七対十三の
割合、中学校については三対八、こうい
う統計が出ております。小学校の場合
につきましても、中学校の場合につ
きましても、職員といひますか雇員とい
ひますか、専務者といひますか非常に率
が少い。かりに臨時に雇つておるとい
うような人が大部分を占めておるとい
うのであります。また地域によつては父兄がこれに参画
をして手伝いをしておる、こういう状
況もあるわけでございますが、こうい
う制度をさらに完璧なものにするため
には、やはり専務者といふもの、パー
センテージをどうしてもずつとふやし
ていかなければならぬ、こういうふう

に考えるわけでありませんが、文部省はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○小林(行)政府委員 学校給食の従事職員につきましては、給食関係の法令の上ではこれは設置者の負担であるというところになっております。給食を実施いたします上で最低必要量の給食従事職員はどうしてもやはり確保する必要がありますが、文部省としてはできるだけ従来実施基準の中にもそういった点をうたっておりますし、年々給食従事職員の確保ということについて指導してきたものでございますが、なかなか市町村の財政が困難なために、十分なことになっておりません。今回文部省といたしましては自治庁ともいろいろ折衝いたしまして、地方交付税法の単位費用の中に学校給食の従事員の賃金を新たに計上してもらうようにいたしましたのでございます。これでかなり私どもといたしましては、そういった面に回り得る金ができるのではないかと考えておる次第でございます。

○櫻井委員 交付税の単位費用の中にそれを組み込まれたということは、私は大きな前進であると考えておるわけですが、どれくらいの割合で組み入れられておりますか。

○小林(行)政府委員 交付税の単位費用の点でございますが、標準規模の学校、児童数九百人の学校といたしまして、賃金として一日二百四十五円、延べ二百二十人ということでは五万三千九百円が新たに追加されておるのでございます。

○櫻井委員 地方自治体に対して国が交付する税金の中に、そういう費用が

組み入れられたということは非常に私は進歩だと思うのです。しかしこの点は、私が先ほど申し上げました専務者と職員との率は、これを逆転するところまではまだ行かないというふうに考えるわけですが、さらにこれについて御努力なさるといふ御意思があるかどうか。

○小林(行)政府委員 指定統計に出ております専務者、非専務者の区別でございますが、非専務者と申しますのはたとえば小使さんなら小使さんの身分であつて、それが学校給食にも関係するというような調査上の区分けの仕方であつて、専務の方と申しますと、その専務者の中の職員、用人その他という筋になってくるわけでございます。文部省といたしましては今後ともできるだけ努力をいたしまして、この専務者の必要な数は確保するように努力いたしたいと思つております。

○櫻井委員 この専務者の問題は、実は給食制度を実施していく上に非常に欠くべからざる重要な要素になっておる。現在の実施状況を見ますと、やはりどうしても各学校で臨時に雇ったおぼさんといふか、そういう人が実際の仕事はやっておる、大きな学校にいきますと栄養士等がおりますが、ここで指導しておるわけでありまして、小さな学校はなかなかそういうことができない、こういう雇用人と申しますか、こういう人たちは身分が絶えず不安定のために、専心してその仕事に従事できない、私はこういうのが大多数の地方における小さな学校の実情ではないかと思つて、従つてこの給食制度をさらに前進させるためには、やはり

ここに従事しておる人の身分を確保してやる、そのような措置がやはり今日最も焦眉の急務ではないかというふうに考へる次第であります。どうかその点についてな一段の御努力を御要望申し上げます。

○野原委員 給食の問題で関連してお尋ねしたいのでありますが、法的な概念としては給食婦といへども学校教育に従事する職員、こういうものの中に入ると思いますが、その点どう考へるか。

○小林(行)政府委員 その点は非常に法律的には議論のあるところだと思つて、申しますのはとにかく職場としては学校で働いておる、そして現在の学校給食が教育の一環として行われておることからいけば、教育職員の中に入るとも考へますが、しかし御承知のように従来事務職員も教育職員としては扱われておりません。そういうものとの兼ね合いの点等は、今後十分検討しなければならぬと思つております。

○野原委員 これは小林さん、実は前の文教委員会、その前の文教委員会でも取り上げて問題にして、文部省としては至急に検討してもらいたいというところと宿題になっておつたわけなんです。残念なるかなあなたの方でまだ結論が出ていないのできわめて遺憾に思つておられる、これは学校教育に従事する職員でないという根拠がなからうと思つておる。だからやはり職員だということになると、今日までそのまゝに放置されておることはなほ遺憾だと考へるが、今その辺で何か意見が出ておれば、もう一べん御答弁願いたい。

○小林(行)政府委員 私ちよつと御説明が足りなくて申しわけございませんでした。私が申し上げましたのは、教育公務員という狭い意味で申しますと問題になるかと思つて、学校に置かれておる必要な職員でございますので、学校職員であることには間違いないと思つておる。

○野原委員 たとえば学校に校務員といふのがおられますね。これは俗に小使さんと呼ばれてきておる。この者とは何ら差はない者であり、しかも給食の場合には子供の食べものを扱うのですから、私はこれを採用するときにはいわゆる校務員さん、作業員さん等よりももっと厳重にいろいろな点を調査もし、身体検査等も厳重にやり、栄養学その他についても素養ある者を採用するように指導していかなければならぬと思つて、給食法が実施されてからずいぶん長くなりましたが、これが今日まで放擲されておるようには思つておる。文部省としてはこの給食についてどのような指導を市町村設置義務者に対してなされてこられましたか、それを承わりたい。

○小林(行)政府委員 先ほど御質問がございましたお答え申しました中に、従事する職員については、適正な給食を行う意味からきわめて重大な問題でございますので、給食の実施の基準の中にもその点をうたつておるのでございまして、設置者である市町村はできるだけ知識のあり素養のある者を必要数確保してくれということをおっしゃるわけでございます。なお年々府県を通じまして、設置者である市町村の給食業務の従事職員の適正な確保とい

うことについても、各府県教育委員会に通知を出して、できるだけ雇用条件、身分の安定等についても適正を期するよう努力してくれたいことを言つておる次第でございます。

○野原委員 その通知を出し、あなたの方ではいろいろな点で進めてはきたけれども一向実を結ばないのはなぜかといふことを考へなくちゃならぬ。一体文部省は模範を示しておられますか。国立の小学校、中学校といふのがあるはずで、学芸大学付属の小学校は国立なんです。国立の小学校の給食婦に対して、国が給食婦の給与を見っておりますか。それをお尋ねいたします。

○小林(行)政府委員 国立の小学校ではやはり公立と同様に学校給食をやつておりますが、その一部の職員については雇員あるいは用人として雇つておるのでございます。しかし全部を国の経費で持つという段階にはまだ至つておらないようでございます。

○野原委員 これは文部大臣にお尋ねしますが、ただいまお聞きのように、給食婦の給与は設置義務者が出すべきものだ、こういう御指導をなさつては出してないじゃないか。これは私、大へんな問題だと思つて、いまだに雇員、用員じゃないか、模範を示さないでわれわれにやれと言つたつて地方の財政は赤字でございますからやれやしない。私はこの点きわめて遺憾に思つておる、これは大臣として早急に給食婦の地位向上あるいは給与の問題について、国が率先して範を示す、大した金は要りませんが何らかの操作によつて出せると思つて、やはり国として

りことについても、各府県教育委員会に通知を出して、できるだけ雇用条件、身分の安定等についても適正を期するよう努力してくれたいことを言つておる次第でございます。

○野原委員 その通知を出し、あなたの方ではいろいろな点で進めてはきたけれども一向実を結ばないのはなぜかといふことを考へなくちゃならぬ。一体文部省は模範を示しておられますか。国立の小学校、中学校といふのがあるはずで、学芸大学付属の小学校は国立なんです。国立の小学校の給食婦に対して、国が給食婦の給与を見っておりますか。それをお尋ねいたします。

りことについても、各府県教育委員会に通知を出して、できるだけ雇用条件、身分の安定等についても適正を期するよう努力してくれたいことを言つておる次第でございます。

○野原委員 その通知を出し、あなたの方ではいろいろな点で進めてはきたけれども一向実を結ばないのはなぜかといふことを考へなくちゃならぬ。一体文部省は模範を示しておられますか。国立の小学校、中学校といふのがあるはずで、学芸大学付属の小学校は国立なんです。国立の小学校の給食婦に対して、国が給食婦の給与を見っておりますか。それをお尋ねいたします。

○小林(行)政府委員 国立の小学校ではやはり公立と同様に学校給食をやつておりますが、その一部の職員については雇員あるいは用人として雇つておるのでございます。しかし全部を国の経費で持つという段階にはまだ至つておらないようでございます。

○野原委員 これは文部大臣にお尋ねしますが、ただいまお聞きのように、給食婦の給与は設置義務者が出すべきものだ、こういう御指導をなさつては出してないじゃないか。これは私、大へんな問題だと思つて、いまだに雇員、用員じゃないか、模範を示さないでわれわれにやれと言つたつて地方の財政は赤字でございますからやれやしない。私はこの点きわめて遺憾に思つておる、これは大臣として早急に給食婦の地位向上あるいは給与の問題について、国が率先して範を示す、大した金は要りませんが何らかの操作によつて出せると思つて、やはり国として

りことについても、各府県教育委員会に通知を出して、できるだけ雇用条件、身分の安定等についても適正を期するよう努力してくれたいことを言つておる次第でございます。

○野原委員 その通知を出し、あなたの方ではいろいろな点で進めてはきたけれども一向実を結ばないのはなぜかといふことを考へなくちゃならぬ。一体文部省は模範を示しておられますか。国立の小学校、中学校といふのがあるはずで、学芸大学付属の小学校は国立なんです。国立の小学校の給食婦に対して、国が給食婦の給与を見っておりますか。それをお尋ねいたします。

○小林(行)政府委員 国立の小学校ではやはり公立と同様に学校給食をやつておりますが、その一部の職員については雇員あるいは用人として雇つておるのでございます。しかし全部を国の経費で持つという段階にはまだ至つておらないようでございます。

○野原委員 これは文部大臣にお尋ねしますが、ただいまお聞きのように、給食婦の給与は設置義務者が出すべきものだ、こういう御指導をなさつては出してないじゃないか。これは私、大へんな問題だと思つて、いまだに雇員、用員じゃないか、模範を示さないでわれわれにやれと言つたつて地方の財政は赤字でございますからやれやしない。私はこの点きわめて遺憾に思つておる、これは大臣として早急に給食婦の地位向上あるいは給与の問題について、国が率先して範を示す、大した金は要りませんが何らかの操作によつて出せると思つて、やはり国として

はこういう態勢をとったということでも市町村にも要求してかかるというふうにしてもらいたいと思いますが、大臣の御所見を承わりたいと思えます。

○兼尾国務大臣 御趣旨はよくわかりました。十分検討して見ます。

○長谷川委員長 永山忠則君。

○永山委員 前になまの乳をできるだけ飲ますように指導する、またなまの乳の価格が下らないように留意をするということ、農林当局と懇談をしていくという点を当局の方で御研究されるようになっておったのでございますが、これに対してどういうような御処置を進めておられるか承わりたい。

○小林(行)政府委員 酪農地等におきまして非常に容易になま乳が手に入るというような場合には、学校におきましても乾燥脱脂粉乳を使わずになま乳を使うということが給食普及上の一つの方法かと思えます。文部省といたしまして、一昨年か昨年にかけて農林省といる折衝をいたしまして、そういった地帯で希望があれば、なま乳の低温殺菌の設備を補助するという点で全国に照会をいたしたのでございますが、これについての希望は実は比較的少なかったののでございませう。三校だけ希望がありました、それについては国の方で補助を出したのでございますが、私どもの期待したほどの希望がなかったののでございませう。本年度におきましても、もしそうした面に御希望が特にありますれば、さらに農林当局とも交渉をいたしたいと思っております。

○永山委員 一つの方法として低温殺菌の設備助成の点を取り上げられておるのであります。これが酪農振興指定

地以外では取り扱わないように指示されまして関係上、申し込みが少いのだと思っておりますが、酪農集団指定地というのはまだ非常に少ないのでございませう。指定地外から申し込んだ場合においても取り扱おうというのを農林当局と打ち合せて実行をお願いしたいと思っております。

第二点は、なまの乳を使う場合においてはこれに対しても補助をするという考え方において農林省とお話を進めたいと思っております。いふん話は進んでいるということでございますが、この点についても一段と話を進めたいと思っております。

さらに輸送関係でございますが、今度の鉄道運賃の値上りによりまして輸送費がふえることになるわけでございませう。ふえるとすればそれだけの率でふえていって、どれだけ単価に影響することになるのかがございませうか、この点を承わりたい。

○小林(行)政府委員 御通知の通りに現在学校給食に使用しております脱脂粉乳は米産のものを買っておるわけでございませう。この米産から日本まで運んでくるのは、米船並びに日本船を使っておるのでございませう。これについては、個々にございませう。最近浮動があるわけでございませう。最近特に高くなったという状況は、この脱脂粉乳についてはまだないわけでございませう。それから国内に参りまして、各府県への輸送費についても、最近までの実際の輸送の状況から申しますと、特に値段が高くなって、そのために学童用のミルクの値段に響くという

状況には、まだなっておりますのでございませう。

○平田委員 関連して、学校給食で、だいたいミルク、牛乳のお話もあつたところでございませうけれども、私が知るところによりますと、学校給食には甘さが足りないののございませう。子供というのはとても甘いものが好きでございませう。男の方がお酒を召し上るよう欠けておるわけでございまして、甘さを与えておやりになりますと、学校給食の牛乳でも、どんどんと飲むようになりませう。どうかそういう点御考慮をお願いしたいと思っております。この点につきまして、補助の関係もございませうが、ただいまお気づきになつたような気配が見えますけれども、これについて局長さんの御意見を伺いたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 確かに子供の嗜好に合うような給食をするということには必要だと思ひます。それで必要最低の甘さと申しますか、甘味料を使うということとは必要でありませうが、ただ給食の基準を作ります場合に、むやみに甘味料を使って甘さをつけるということが、学童の保健上、果していいかどうかということについては、実は疑問があるようにございませう。私どもとしては、あまり多量の甘さを使わないようにという工夫をいたしておるような次第でございませう。

○平田委員 私は、自分の地元でございませうが、会津若松市の学校給食をやつていらつしやる学校をずっと回つて、一体どういうところにあなたの方望んでいらつしやる切実な問題がございませうか、と伺いましたら、砂糖をほし

いということもございまして、文部省で御心配になるほど、甘いものがもらえていないということもございませう。調査なさつたことがございませうか。

○小林(行)政府委員 まだ全体に通じて適當の甘さと申しますか、甘味料の調査はいたしておりませう。しかしそれも必要なことであると思ひますので、幾つかサンプルのものについて、そういった点についても調べてみたいと思ひます。

○平田委員 そういうことをただお聞きになつて、そして子供の心理とかそういうことをお考えにならないで、さしあつて監督という考え方はかりでいらつしやる、なかなかうまくいかないと思ひます。男の方は大体監督かしておるからだと呼ぶ者あり)甘やかしてもつけようだと思ひます。愛情がないといけません。男の方は大体監督が御自分にはよくて……(笑聲)その点十分お考え願ひたいと思ひます。

○佐藤(健)委員 この際教科書の問題について、一言だけ大臣の御意見を聞いておきたいと思ひます。就学困難な児童に教科書を無料で配付するということは、これはだれが考えたつていいことですが、これをせめて一般の義務教育における教科用図書は、国家で何とか無償配付する。そういうことになると、九十九里の長期欠席なども、そういうことで非常に緩和されるのではないかとと思ひます。そういうような法案もきょうは通るわけですが、そういうことの前進のために、もっと広げるまたそういう措置をおとりになるお考えがあるかどうかということ、一言だけ文部大臣にお伺ひしておきたいと思ひます。

○兼尾国務大臣 教科書を無償配付する児童に与えるという問題につきまして、先ほど来いろいろ御質疑がございませう。まだ対象となるべき範囲が明確になつておらないような心持もいたした。私どももいたしましては、少くともこの準要保護児童に對しましては、法律の趣旨の通り進んで参りたいと思ひます。具体的には義務教育に与えるということに進んで参りたいと思ひます。具体的には義務教育に

○佐藤(健)委員 でき得る限り、こういうような義務教育に對して、もう少し広げるように願ひたいというところを、一言だけ願ひ申し上げておきます。

○長谷川委員長 他に御質疑はございませうか。――なければ両案に對する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、両案に對する質疑は終局いたすことと決しました。

を求めます。

〔議員起立〕

○長谷川委員長 起立議員。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

次に学校給食法の一部を改正する法律案を討論に付します。別に討論の通告もないのでありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○長谷川委員長 起立議員。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

この際河野君より、ただいま議決されました学校給食法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付するの動議が提出されておりますので、この動議の趣旨説明を求めます。河野君。

○河野(正)委員 まず附帯決議の案文を朗読いたします。

学校給食の重要性にかんがみて、政府はすみやかに、義務教育諸学校に栄養士の制度を創設するなど、所要の措置を講ずる必要がある。

これが案文の内容でございますが、御承知のように、今日学校給食の学童に及ぼす影響というものは、非常に甚大なものがあるわけでございまして、先ほどからいろいろ御討議を願いました。きわめて重要な問題でございます。ことに学童の保健、あるいはまた体位向上に及ぼす影響というものは、先ほど申し上げますように、これまで重要なものがあると考えております。ところが、今回の法案が全会一致で通過いたしましたことは、まことに御同慶の至りでございまして、しかしながら今後、さういふ学校給食の運営につきましては、考慮をいたすべき点が多々あるかと考えておるわけでございます。ことに運営上の問題につきましては、先ほどからいろいろ御説明がございまして、よほどにもいろいろ御説明がございまして、栄養あるいはまた衛生等ににつきましては、非常に大きな知識、あるいは能力というものが生かされなければならぬと思っておりますけれども、しかし今日願いますならば、この運営上におきましては、なおその機構というものに不十分なために、所期の目的を達し得ない点が多々あるのではないかと、いうことを私もきわめて遺憾に考えておるわけでございます。

そこで、案文の内容にもございまして、当局におかれましては、具体的に申し上げますならば、義務教育諸学校に對しまして、栄養士等々の従業員、学校給食の仕事に従事いたします従業員、あるいはまた待遇の確保を願ひまして、そうしてそういう栄養士その他の従業員の地位、待遇を確保することによって、今後栄養あるいは衛生に對する点に万全を期す必要があるのではないかと、いふふうには私は考えて参つておるわけであります。今日の現況を見て参りますと、その身分の所在というものが明確でないために、一部におきましては父兄が負担し、あるいは一部におきましてはPTAが負担し、あるいはまた一部におきましては、方式は学校の消耗品費

と申しますか、鉛筆や紙代に肩がわりをして従業員の給与が払われておるといったような実態がございまして、こゝういった実態の中では、給食に對する熱意が生じ、あるいはまた勤勞意欲が生ずるということも期待するわけには全く参らぬこととございまして、学校給食がきわめて重大な影響を持つております以上は、どうしてもこの学校給食に非常に大きな熱意と非常に大きな意欲とを燃やして従事してもらわなければならぬ。そのために財政上の理由はございまいし、けれども、何と申し上げても、こゝういふ学校給食に従事いたします栄養士あるいはまたその他の従業員の、ことに待遇というものを確保していただくことが、今後こゝういふ法案が非常にスムーズに、あるいは最大の能力を発揮して参りますためには、きわめて重要な条件ではないかと私は考えて参つておるわけでございます。

以上簡単でございますが、これが本決議案を私どもが上程いたしましたところの趣旨でございます。

○長谷川委員長 これにて動議の趣旨説明は終了しました。

これより河野君提出の動議について採決いたします。河野君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○長谷川委員長 起立議員。よって河野君提出の動議は可決されました。よって学校給食法の一部を改正する法律案は、附帯決議を付するに決しました。

この際お諮りいたします。ただいま可決せられたる本案に関する委員会報告書の作成につきましては、先例に

より委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

○長谷川委員長 次に学校教育及び社会教育に関する件を議題といたします。

本件に関し坂田委員より教育用テレビジョン放送に関する要望についての動議が提出されております。まずその趣旨説明を求めます。坂田君。

○坂田委員 ただいま議題となつております教育用テレビジョン放送に関する要望案についてまずその案文を朗読いたします。

教育用テレビジョン放送に関する要望案
社会教育、学校教育の重要性と、現代におけるテレビジョン放送の教育的利用の緊要性にかんがみ、すみやかに、その全国的テレビジョン放送網を確保し、教育の公共性を保障する見地に立ちて政府は所要の措置を講ずる必要がある。

右要望する。

ただいま朗読いたしました要望案の理由を簡単に申し上げます。近來電波の發達は著しいものがございます。ことにテレビジョンは、視聽覚教育の中心の役割を持つに至つたことは御存じの通りでございます。テレビジョンの發達によりまして、学校教育はもちろ

ん、社会教育、科学教育、その教育的効果はまさに多面的効果を持つに至つたのでございます。そうしてテレビの教育に及ぼす影響はよいにつけ悪いにつけ、今後ますます強くなる一方である

と考えるのであります。最近テレビジョン放送用電波の整備が当面の問題となりつつあるときに当りまして、われわれは憲法に規定してあります教育の機会均等の実を上げる上からも、特定の電波を指定をいたしまして、教育専用のものでなし、全国の津々浦々で放送をなし得るようになり、しかもこれを教育の中立性、公共性という特性にかんがみまして、教育的に見て質的水準のかなり高い公共性のある教育テレビ放送が、あまねく全国に及ぶようない切の措置をこの際政府がとられることが、国家百年のために緊要なことと考

える次第でございます。

以上簡単でございますけれども、提案の理由を御説明申し上げた次第でございます。何とぞ皆様方の御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○長谷川委員長 これにてその趣旨説明を終りました。

これより坂田君提出の動議についてお諮りいたします。坂田君提出の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め坂田君提出の動議は可決されました。よって教育用テレビジョン放送に関する要望するに決定いたしました。

なお、右要望の取扱いに關しましては委員長に御一任願いたいと存じます

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○長谷川委員長 この際理事の補欠選

挙を行います。理事河野正君が昨十九日委員を辞任され、同日再び委員に選任されました。つきましては理事が一名欠員になっております。理事の選挙は先例により手続を省略し、委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、河野正君を再び理事に指名いたします。

本日はこの程度とし、次回は公報をもってお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

〔参照〕

就学困難な児童のための教科用図書
の給与に対する国の補助に関する法律
の一部を改正する法律案（内閣提出）
に関する報告書
学校給食法の一部を改正する法律案
（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月二十三日印刷

昭和三十三年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局